

長野県立大学倫理委員会規程

平成 30 年規程第 113-6 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長野県立大学（以下「本学」という。）における教育・研究等（以下「研究等」という。）について、倫理的配慮を求めため、公立大学法人長野県立大学組織規程（平成 30 年規程第 103 号）第 4 条第 2 項の規定に基づき、長野県立大学倫理委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査対象及び審査方針)

第 2 条 委員会は、本学の教員、学生及び本学において研究活動に従事する者（以下「研究者等」という。）が行う研究等にかかわる研究計画に係る倫理審査の申請があった場合、当該計画に対する倫理上の審査を行うものとする。

2 委員会は、前項の申請がない場合であっても、必要と認める場合は、研究者等に対し研究計画の提出及び内容の説明を求め、必要な場合には申請を求めることができる。

3 委員会は、次の各号に掲げる事項に留意して審査を行うものとし、委員長が必要と認める場合には、専門部会を置くことができる。

- (1) 研究対象となる個人の人権擁護に関する事項
- (2) 組換え DNA 実験の適正な実施に関する事項
- (3) 動物実験等の適正な実施に関する事項
- (4) 研究者の利益相反（教育及び研究に関する本学研究者等（研究者と生計を一にする配偶者及び一親等の者を含む。）としての義務よりも、自己又は第三者の利益を優先させ、本学の研究で必要とされる公正かつ適正な判断が損なわれるおそれのある状態をいう。以下同じ。）の審査に関する事項
- (5) その他必要事項

4 審査の基準は、委員会が別に定める。

(組織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学・医療の専門家等自然科学の有識者
- (2) 法律学の専門家等人文・社会科学の有識者
- (3) 学務課長
- (4) その他必要と認める者

2 前項第 1 号及び第 2 号の委員は本学の教員をもって充てるものとする。

3 委員長が必要と認める場合は臨時の委員を置くことができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、前条第 1 項の委員の互選によるものとする。

る。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長に事故あるとき又は委員長が審査を申請しようとする者となったときは、委員長の職務を代行する。
- 4 委員長は、文書により議事事項を教育研究審議会に報告しなければならない。

(任期)

第5条 第3条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会議及び判定)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、原則として委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会は、研究の対象者の人権又は研究者等の権利利益の保護のため非公開とすることができる。
- 4 審査において、委員会が必要と認めたときは、申請者に出席を求め研究計画の内容等の説明、意見等を聴取することができる。
- 5 委員は、自己の申請に係る審査に加わることができない。
- 6 委員会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 7 委員会は、審査結果及び判定を記録して保存し、必要と認めたときは公表することができる。
- 8 委員は、審査を行う上で得た情報を正当な理由なく他人に漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。
- 9 委員会が必要と認める場合は、委員以外の者に意見を聴くことができる。

(申請手続及び判定通知)

第7条 審査を申請しようとする者は、委員会が別に定める研究倫理審査申請書を学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、委員会に審査を付託し、委員会による審査終了後速やかにその判定結果を委員会が別に定める申請結果通知書により通知しなければならない。
- 3 申請者は、学内、学外の専門誌に投稿するにあたり、必要な場合には判定結果通知書を添付することができる。

(不服申立て)

第8条 申請者は、結果に不服のあるときには、別に定めるところにより、学長にその旨を申し立てることができる。

- 2 当該申し立てを受けた学長は、別に定めるところにより、委員会に対して、再審査を行うよう求めることができる。

(研究終了(中止)の報告)

第9条 研究者は、当該研究を終了（中止）したときは、学長に研究終了（中止）報告書を提出しなければならない。

（倫理審査書類等の保管）

第10条 事務局は、倫理審査等にかかる書類等、倫理的配慮の記録として学長に提出された書類またはその写し（倫理的配慮の記録（電磁的記録を含む））を別に定める期間、閲覧可能な状態で保管しなければならない。

2 学外の機関から試料・情報の提供を受けて行う研究において、提供元から本学に対して倫理的配慮の記録に記載された事項に関する問い合わせがあった場合には、事務局は保管された記録を確認し、求めに応じてその写しを提供するものとする。

3 学外の機関から試料・情報の提供を受けて行う研究であって本学の研究者が研究対象者の氏名等や、各研究対象者の同意の有無に関する記録等を保持することが倫理審査で承認されている研究において、提供元からその情報に関する問い合わせがあった場合には、学長は当該研究者に適切に対応するよう指導・監督を行うものとする。

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。